

日出町地域福祉計画及び日出町地域福祉活動計画 策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく日出町地域福祉計画及び日出町地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関する事項を検討するため、日出町地域福祉計画及び日出町地域福祉活動計画策定検討会（以下「策定検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定検討会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関して意見を述べること。
- (3) その他地域福祉計画の策定に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 策定検討会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療又は福祉の関係者
- (3) 住民組織団体の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町民の代表者

(会長及び副会長)

第4条 策定検討会に会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、策定検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は出席委員の同意を得た上で、必要と認める者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(推進会議)

第6条 計画の策定に関し、計画原案の作成及び総括を行うために、日出町地域福祉計画及び日出町地域福祉活動計画策定検討会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、次に掲げる事項について検討及び調整をする。

(1) 計画原案の検討に関すること。

(2) 計画策定に係る全庁的な連絡調整に関すること。

(3) その他計画策定に関し必要と認めること。

3 推進会議は、委員10名以内で組織する。

4 委員は、副町長、職員及び社会福祉団体関係者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

5 推進会議に会長及び副会長を各1名置き、会長には副町長をもって充て、副会長は委員のうちから互選する。

6 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

9 推進会議が、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

10 推進会議の検討結果は、策定検討会に報告するものとする。

(任期)

第7条 策定検討会及び推進会議の委員の任期は、委嘱又は任命した日から地域福祉計画が策定されるまでとする。

(協働)

第8条 町は、地域福祉計画の策定にあたり、社会福祉法人日出町社会福祉協議会と協働するものとする。

(庶務)

第9条 策定検討会及び推進会議の庶務は、福祉対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定検討会及び推進会議の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

日出町地域福祉計画及び日出町地域福祉活動計画策定検討会 委員名簿

区分	氏 名	所 属 等
学識経験者	◎山 岸 治 男	大分大学名誉教授
医療福祉関係者	金 田 規 嗣	速見郡杵築市医師会
	吉 良 嘉 樹	日出町民生・児童委員協議会 理事
	○河 野 正 光	日出町老人クラブ連合会 会長
	岡 部 忠 夫	日出町身体障害者福祉協会 会長
	阿 部 タツ子	日出町母子寡婦福祉会 会長
	平 井 裕見子	日出町介護支援専門員協議会 会長
住民組織団体 関係者	白 水 順 一	日出町PTA連合会 会長
	衛 藤 清 隆	日出町消防団長
	安 部 志津子	日出町女性団体連絡協議会 会長
	阿 部 長 夫	日出町ボランティア協議会 会長
関係行政機関	井 上 豊 文	杵築日出警察署 生活安全課長
	笠 置 基 資	杵築速見消防組合 日出消防署長
	八 坂 建 司	大分県東部保健所 地域福祉室長
住民代表	土 井 功	日出町区長会 会長
	手 嶋 玉 夫	自治公民館連絡協議会 会長

（ ◎会長 ○副会長 敬称略・順不同 ）

**日出町地域福祉計画及び日出町地域福祉活動計画策定検討会
推進会議委員**

職 名	氏 名	備 考
副町長	目 代 憲 夫	
総務課危機管理室長	塩 内 政 徳	
政策推進課長補佐	後 藤 英 樹	
子育て支援課長補佐	後 藤 良 彦	
地域包括支援センター 所長	宮 本 洋 子	
生涯学習課長補佐	河 野 英 樹	
社会福祉協議会 生活支援・相談課長	小 野 雄 一 郎	日出町地域福祉計画及び 日出町地域福祉活動計画 策定検討会設置要綱第6条第4項

計画の策定経過

開催（実施）事項 期 日	内 容
意識調査の実施 ・住民意識調査 実施期間 平成29年10月16日～10月30日 ・中学生アンケート 実施期間 平成29年10月	
第1回 推進会議 ・開催日 平成29年10月25日(水)	1. 計画策定の趣旨の説明
まちづくり座談会の実施 ・第1回 開催日 平成29年10月24日(火) (南端地区) ・第2回 開催日 平成29年10月25日(水) (豊岡・平道地区) ・第3回 開催日 平成29年10月26日(木) (日出地区) ・第4回 開催日 平成29年10月31日(火) (藤原地区) ・第5回 開催日 平成29年11月1日(水) (川崎地区) ・第6回 開催日 平成29年11月2日(木) (大神・真那井地区)	
第1回 策定検討会 ・開催日 平成29年11月2日(木)	1. 委嘱状の交付 2. 計画策定の趣旨の説明
第2回 推進会議 ・開催日 平成29年12月1日(金)	1. 地域福祉に関するアンケート調査について 2. まちづくり座談会について 3. 計画案について
第2回 策定検討会 ・開催日 平成29年12月13日(水)	1. 地域福祉に関するアンケート調査について 2. まちづくり座談会について 3. 計画案について
第3回 推進会議 ・開催日 平成30年1月17日(水)	1. 計画案について
第3回 策定検討会 ・開催日 平成30年2月1日(木)	1. 計画素案について
第4回 推進会議 ・開催日 平成30年2月28日(水)	1. 計画素案について
第4回 策定検討会 ・開催日 平成30年3月9日(金)	1. 計画の体系と取り組みの確認 2. 計画案の承認

用語説明

あ行

SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。「Facebook」（フェイスブック）や、「Twitter」（ツイッター）、「Instagram」（インスタグラム）などが有名。

NPO

「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念である。平成 10 年に特定非営利活動促進法（いわゆる NPO 法）が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

か行

介護サービス

介護保険で利用できるサービス。訪問介護、通所介護などの「在宅介護サービス」や、介護保険施設に入所して受ける「施設介護サービス」などのこと。

介護保険制度

平成 12 年から介護保険法により設けられた社会保障制度。

核家族

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者に対する虐待が問題となっている。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、相手に協力しながら活動すること。

まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。

緊急時要援護者

災害時等において、災害等から自分で安全な場所へ避難するなどの適切な行動を、自分一人で行うことが困難な方。災害時のみならず救急時などの緊急時すべてにおいて想定している。全国的には「災害時要援護者」と呼ばれることが多い。

グループホーム

専門職員の援助を受けながら、少人数のメンバーが地域社会の通常の住宅で生活する社会的養護の一形態。

個人情報

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

コーディネーター

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整をする。

コミュニティ・ビジネス

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する事業。

さ行

災害ボランティア

台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した場合、被災地で、ボランティアとして行う支援活動。

自主防災組織

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人が、各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事、政令指定都市の長または中核市の長が交付。

生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域においてボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う（地域支え合い推進員）。

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、さまざまな支援策が講じられている。都道府県知事が交付。

成年後見制度

精神上の障がいなどによって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらうしくみ。

ソーシャル・ビジネス

地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む事業。

た行

団塊の世代

1947～49年頃のベビーブームに生まれた世代のこと。

地域共生社会

高齢者・障害がいのある人・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括支援センター

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関で、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービスをはじめ、福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待等、様々な相談を受ける。

な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がいのある人・精神障がいのある人など判断能力の不十分な人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

認知症

記憶障害から始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

は行

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

福祉課題

この計画では、住民が日々の生活の中で抱えている様々な問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。

ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

ま行

民生委員児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、町長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

や行

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある方（要介護者）と認定された方。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において何らかの配慮を要する人を「要配慮者」という。

ら行

療育手帳

知的障害のある人が各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事又は政令指定都市の長が交付。